

都税のお問合せについては、
AIチャットボットサービスをご利用ください！



(主税局ホームページ)

主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん



東京都主税局HPから
バナーをクリック！

今月の特集は
知っておきたい！固定資産税の軽減制度



あなた と 都税

9 月号

2021
(令和3年)
第621号

9月は固定資産税・都市計画税の納期です(23区内) 第2期分を9月30日(木曜日)までにお納めください

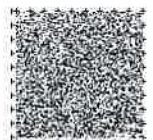
新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合は、申請により納税を猶予する制度があります。
詳細は主税局ホームページをご覧ください。

●ご利用になれる納付方法

- ①口座振替(振替日は9月30日(木曜日)です。前日までに振替額のご入金をお願いいたします。都税 Web口座振替申込受付サービスでは、9月10日(金曜日)までのお申込みで第2期分から振替可能です。)[\[都税 Web口座振替\]](#) [\[検索\]](#)
- ②スマートフォン決済アプリ (au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayB、PayPay、モバイルレジ)
- ③クレジットカード (インターネットを利用した専用サイト)
- ④金融機関・郵便局のペイジー対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM
- ⑤コンビニエンスストア
- ⑥金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口

神津島の星空 (撮影:古谷 亘)

令和2年12月、神津島村全域が東京都の区市町村で初めて「星空保護区」に認定されました。神津島が取り組んだ人口集中エリアや生活圏を含めた光害対策は、単独の自治体の取組としては日本初であり、モデルケースとなることが期待されます。



都税の納付方法 [\[検索\]](#)

都税の情報発信中!

[Twitter アカウント](#)
@tocho_syuzei

[Facebook アカウント](#)
東京都主税局

お問合せ先：土地・家屋が所在する区にある都税事務所

教えて!

タク
ちゃん

特集

知っておきたい! 固定資産税の軽減制度



(不動産取得税、固定資産税(土地・家屋・償却資産)・都市計画税(23区内)に関する軽減制度)

固定資産税・都市計画税には税額を軽減する様々な制度があります。今回は、主な軽減制度の概要と種類についてご紹介します。

Q1

固定資産税の軽減ってなに?

ノンちゃん



固定資産税の軽減ってどういうものなのかしら?

タクちゃん



一定の要件に該当する場合、税負担を軽減することができる制度だよ。地方税法で定められている「減額」等の制度や、各自治体の条例で定められている「減免」という制度があるよ。

減免は各自治体によって制度が異なる場合があるから、23区内の固定資産については資産が所在する区にある都税事務所、23区外の固定資産については資産が所在する市町村に確認してみてね。

Q2

建物を新築・建替えした場合に 税の軽減はある?

ノンちゃん



住宅を新築したり、建て替えたりしたときに税の軽減があると助かるのだけど、そんな制度はある?

タクちゃん



新築された住宅は、一定の要件を満たすと新たに課税される年度から3年度分、3階建て以上の耐火・準耐火建築物だと5年度分、固定資産税額の2分の1が減額されるよ。さらに、新築された住宅が、一定の要件を満たす認定長期優良住宅である場合は、減額期間が5年度分、3階建て以上の耐火・準耐火建築物だと7年度分になるよ。

また、昭和57年1月1日以前からある住宅を耐震化のために建て替えたときは、一定の要件を満たすと、新たに課税される年度から3年度分に限り対象住宅に係る固定資産税・都市計画税が全額減免されるよ。

ほかにも、不燃化特区の指定を受けた地域内で、不燃化のための建替えを行った住宅への減免もあるよ。【右ページ参照】

詳しい要件などは主税局ホームページ又は資産が所在する区にある都税事務所に確認してね。



Q3

住宅を改修した場合の固定資産税の軽減は?

ノンちゃん



バリアフリー工事などで住宅を改修する場合に受けられる軽減制度はあるのかしら?

タクちゃん



住宅を改修した場合に、一定の要件を満たすと税額が軽減される場合があるよ。

新築後10年以上を経過した住宅でバリアフリー改修工事を行った場合や平成20年1月1日以前からある住宅で省エネ改修工事を行った場合、一定の要件を満たすと、工事完了日の翌年度分に限り、対象住宅に係る固定資産税額の3分の1が減額されるよ。

ほかにも、昭和57年1月1日以前からある住宅で耐震化のための改修工事を行った場合、一定の要件を満たすと、工事完了日から一定期間、対象住宅に係る固定資産税・都市計画税が耐震減額適用後全額減免されるよ。

それぞれの制度に異なる要件があるから、改修工事を検討している場合は、主税局ホームページ又は資産が所在する区にある都税事務所に確認してみてね。

Q4

軽減を受ける上で注意することは?

ノンちゃん



いろんな場合に固定資産税が軽減されることが分かったわ。軽減制度を受ける場合に注意することはある?

タクちゃん



軽減を受けるためには、様々な条件を満たしていることに加えて、必ず申請(申告)が必要なんだ。軽減制度によっては、申請(申告)期限があるものや、申請(申告)の時期によって軽減できる額が変わってくるものもあるよ。軽減制度の条件に当てはまらなかった時には、早めに問い合わせしてみてね!

主な軽減制度と申請(申告)期限

軽減制度	申請(申告)期限
認定長期優良住宅の新築に伴う減額	新築した翌年(1月1日新築の場合はその年)の1月31日
耐震化のための建替えを行った住宅に対する減免	新築した年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末
バリアフリー改修工事に伴う減額	改修工事が完了した日から 3か月以内
省エネ改修工事に伴う減額	
耐震改修工事に伴う減額・減免	被災した年度の各納期限まで (未到来納期限の税額が上限です。)
災害等にあった場合の減免	



不燃化特区内で適用される固定資産税・都市計画税の減免制度(23区内)

老朽化した木造建築物が多く、地震火災などによる大きな被害が想定される木密地域の改善のため、不燃化特区内で減免制度適用による支援を行っています。

減免制度の概要

減免対象	老朽建築物である家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、不燃化のために新築された耐火又は準耐火建築物等である住宅のうち、一定の要件を満たすもの
減免割合	居住部分についての税額を全額減免*
適用期間	新築後新たに課税される年度から5年度分
申請期限	新築した年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末

*減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。

減免を受けるには、申請が必要です！

このほかに、防災上危険な老朽住宅を除去した更地に対して適用される制度もあります。

不燃化特区については東京都都市整備局、減免制度については主税局ホームページをご確認ください。

📍 住宅が所在する区にある都税事務所

その他の固定資産税・都市計画税の減免制度(23区内)

東京都では、固定資産税・都市計画税の減免を受けることができる場合が複数あります。

減免制度の対象(一部抜粋)

- 災害等により滅失し、又は甚大な損害を受けた固定資産
- 生活保護法により生活扶助等を受ける者が所有する固定資産
- 帰宅困難者のための備蓄倉庫
- 保険医療機関が診療の用に供する家屋
- 認証保育所
- 有料で借り受けた者が保育所等として使用する土地
- 地域のケア付き住まい

※すべての減免制度を確認する場合は、主税局ホームページをご覧ください。

※減免事由ごとに要件が定められています。

詳細はこちらから▶



📍 固定資産が所在する区にある都税事務所

ご存知ですか？

小規模非住宅用地における固定資産税・都市計画税の減免(23区内)

一定の要件を満たす23区内の小規模非住宅用地に対し、固定資産税・都市計画税を減免します。

減免対象	非住宅用地 ^{※1} の面積が400㎡以下であるもののうち、200㎡までの部分
減免割合	固定資産税・都市計画税の税額の2割
減免手続	まだ申請していない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には10月までにご案内を送付しております。要件をご確認の上、申請してください。 ^{※2}

※1 個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限りです。

※2 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

減免の申請についてはインターネットでもお手続きができます。

電子申請サービス 東京都

検索

📍 土地が所在する区にある都税事務所

便利な納付方法をご用意しています

●安心・便利なWeb口座振替申込をご利用ください！

都税Web口座振替申込受付サービスは、パソコン・スマートフォン等からインターネットを利用して、都税の納付にかかる口座振替(自動払込)の申込手続きができるサービスです。

令和3年9月10日(金)までにお申込みいただくと、9月末納期の固定資産税・都市計画税第2期分からご利用いただけます。

都税 Web口座振替

検索

●スマートフォン決済アプリでも納付できます！

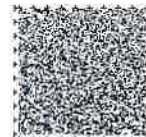
都税を納付できるスマートフォン決済アプリが増え、さらに便利になりました。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも納付できます。

詳細は、主税局ホームページをご確認ください。

詳細はこちら▼



利用できるアプリ
(令和3年9月1日時点)



暮らしに街に ～ここにも都税がきている～

今年度はさらに集中豪雨などで急激に水位が上昇することが多い都内河川の様子を、YouTubeでライブ動画配信する取組を開始しました。



水防災総合情報システム(利用イメージ)

■水防災総合情報システム

都が管理している河川やその周辺に雨量計・水位計・河川監視カメラを設置し、これらの情報を公開しています。また、気象情報、氾濫危険情報、土砂災害警戒情報などの情報もリアルタイムで表示しています。

■多言語対応・スマートデバイス対応

英語、中国語(簡体字)、韓国語に対応しています。また、スマートフォン等による位置情報を活用し、利用者がその周辺の河川水位等を知ることができます。

■東京都水防チャンネル (YouTube)

これまで5分更新の静止画で提供していた河川状況をYouTubeでリアルタイムに確認できるようになりました。今後、河川監視カメラの増設にあわせて順次公開数を拡大していきます。

水防災総合
情報システムHP



東京都
水防チャンネル



お知らせ

宿泊税の課税を再開します

東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等に伴い、令和3年9月30日まで宿泊税の課税を停止しておりますが、令和3年10月1日より宿泊税の課税を再開します。

■千代田都税事務所事業税課
個人事業税班(宿泊税担当)

☎03-3252-7141

課税部課税指導課個人事業税班

☎03-5388-2956

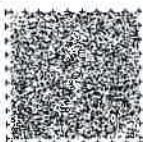
ご案内

外国語版都税パンフレットを 発行します

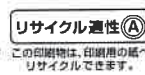
都税を中心に、税金についてわかりやすく説明した「ガイドブック都税2021」の外国語版(英語・中国語・韓国語)を発行します。

9月下旬から各都税事務所、都民情報ルーム(都庁第一本庁舎3階南側)などで無料配布いたします。

また、主税局HPからもご覧いただけます。



都政はみなさまからの貴重な都税に支えられています。
『「未来の東京」戦略』を令和3年3月に策定しました。
都庁総合HP <https://www.metro.tokyo.lg.jp/>からご覧いただけます。



東京都主税局総務部総務課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03-5388-2924
印刷番号(2)59 令和3年9月1日発行

減免制度

災害等で被害を受けた場合には 税金が減免される場合があります

風水害や地震、火災などの災害等で被害を受けた場合に減免される税金には、次のようなものがあります。

- 個人事業税
- 固定資産税・都市計画税(23区内)
- 不動産取得税
- 個人の都民税^(注)
- 軽油引取税
- 事業所税(23区内)

※税目ごとに減免要件が異なります。
※災害が原因で自動車が使用できなくなり、解体した場合には、自動車税種別割の減額制度があります。
※災害により都税を一時に納めることができない場合には納税を猶予する制度があります。納税の猶予を受ける場合も申請が必要です。
※詳しくは、主税局HP又は所管都税事務所まで

■減免・減額に関すること

所管都税事務所の各税目担当班

■納税の猶予に関すること

所管都税事務所の徴収管理班

(注)個人の都民税については、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

総務局からのお知らせ

令和3年社会生活基本調査を 実施します

生活時間の使い方や日常の活動状況を調査します。選ばれた世帯に10月上旬から調査員がお伺いし、調査書類を配布しますので、ご回答をお願いします。パソコンやスマートフォンからの回答も可能です。

調査の詳細はこちらから▶



■総務局統計部人口統計課

☎03-5388-2532



●編集後記

表紙の写真、素敵ですね。満天の星を見に、「ダークスカイ・アイランド」神津島、ぜひ一度訪れてみたいものです。(K)